

令和3年4月より^{*注}申請受付開始

*注) 令和2年5月から令和3年3月までの間に廃止等された事業主については、廃止等の日から45日以内に申請が必要です。

週10～20時間未満で働く障害者を

雇用する事業主の皆様への給付金のご案内

特に短い時間であれば働くことができる障害者である労働者を雇用する事業主に対する支援として、新たに「特例給付金」が支給されることになりました。

1. 支給対象となる障害者 (以下「対象障害者」という。)

次のいずれも満たす障害者

- ・ 障害者手帳等を保持する障害者 (注1)
- ・ 1年を超えて雇用される障害者 (見込みを含む)
- ・ 週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者 (注2)

2. 支給額 (注3)

申請対象期間に雇用していた

対象障害者の人月(実人月数)

※週所定労働時間20時間以上の障害者 (注5) の人月数が上限

×

単価 (週所定労働時間20時間以上の労働者(注4)の数に応じて)

7,000円

100人超事業主の場合
= 納付金申告義務あり

or

5,000円

100人以下事業主の場合
= 納付金申告義務なし

=

支給額

3. 申請から支給までの流れ

申請対象期間 (注6)
(対象障害者を雇用した期間)

毎年度1年間
(4月から翌3月)

申請期間 (注7)

100人超事業主 : 翌4月1日～5月15日
100人以下事業主 : 翌4月1日～7月31日

支給 (注3)

10月
～
12月

4. 申請書の提出先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (以下「機構」という。)

5. 申請書の提出方法

「機構のHPから電子申請」 (注8) 又は「機構都道府県支部へ郵送又は持参」

機構都道府県支部の連絡先

J E E D 支部

検索



独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構